

理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三菱経済研究所定款（以下定款という）第20条及び第35条の規定に基づき、この法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 役員報酬

(支給対象)

第2条 役員報酬は、定款第28条に規定する副理事長又は常務理事が常勤である場合に、当該副理事長又は常務理事に対してのみ支給する。

(支給金額)

第3条 前条で定める者に対する報酬金額は、副理事長年額1,300万円、常務理事年額1,200万円を超えない範囲で、評議員会が決定する。

(支給方法)

第4条 前条で決定された金額は、毎月20日、振込により支給する。

第3章 理事会及び評議員会出席費用の弁償

(支給対象)

第5条 理事会及び評議員会に出席した理事、監事及び評議員には、費用を弁償することができる。

(支給金額)

第6条 支給金額は、費用相当額とする。

(支給方法)

第7条 前条で決定された金額は、会議開催の都度、振込又は現金で支給する。

第4章 規程の変更

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

附則

1 この規程は、この法人が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。